

# 厚真町立厚真中央小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

本方針は、人権尊重の理念に基づき、厚真町立厚真中央小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に、いじめ防止基本方針を策定するものである。

平成30年2月に北海道いじめ防止基本方針が改定されたことに伴い、いじめの問題への取組の一層の充実を図り、学校、家庭、地域の連携を深め、児童に関わる全ての人々が共通の認識をもって、いじめの防止等の取組を推進していくため、町の基本方針を踏まえた点検・見直しを行い、本校のいじめ防止基本方針を改定する。

## ◎ いじめの定義等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年6月 いじめ防止対策推進法）

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

■ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

■ 「発達障がいを含む障がいのある児童」等、特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行う。

■ 善意に基づく行為が、意図せず相手側へ心身の苦痛を与えたり、加害児童の謝罪により教員の指導によらず再び良好な関係を築くことが出来たりした場合もいじめに該当し、組織的に対応する。ただし、「いじめ」ということばを使わない柔軟な指導が可能である。

■ 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」等学校として特に配慮が必要な児童について、保護者と連携しながら特性を踏まえた適切な支援を行い、多様性を認め合い互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

■ いじめの解消の判断基準（次の2つの要件が満たされていること）

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 1 いじめ防止に対する基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

## 2 いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底

### (1) いじめの積極的な認知

全教職員でいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義等について再確認し、積極的な認知の重要性とその実行について共通理解を図るとともに、ICT端末も活用しつつ、児童生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等により、学校が一体となって早期発見・早期対応の取組を行う。

### (2) 「いじめ見逃しゼロ」の徹底

いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築するために、教職員が発見・相談・通報を受けたいじめの情報を学校いじめ対策組織において情報共有する。手順及び内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明らかにし、迅速かつ組織的に対応する。

## 3 いじめの未然防止のための具体的な取組

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかる授業づくりに心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習によって得られる達成感・成就感を通して、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。また、児童の社会性や規範意識を育む活動を地域や保護者と共に取り組む。

### (1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自ら他者と関わろうとする意欲を育てる取組

#### ①一人一人が活躍できる学習活動

- ア 児童の自発的な活動を支える委員会
- イ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

#### ②道徳教育・情報モラル教育の充実

#### ③児童会によるいじめ防止に向けた活動（挨拶運動・いじめ0集会等）

#### ④ピアサポートの視点に立った異学年交流の実施

#### ⑤小中で連携したいじめ防止の取組（ピンクシャツ運動等）の充実

#### ⑥「反いじめ4ルール」の定着

- 私たちは、他の人をいじめません
- 私たちは、いじめられている人を助けます
- 私たちは、一人ぼっちの人を仲間に入れます
- 私たちは、もし、誰かがいじめられているのを見たら、学校や大人の人にそのことを話します

### (2) 教員の指導力向上に関する取組

①定期的に職員間で、児童の実態や児童の自己有用感や自己肯定感を高める指導方法について情報交流を行う。また、定期的に面談を行い、児童の実態把握に努める。

②SC、社会福祉士等の関係機関による講習（子供の視点に立った相談体制・SOSを出せる教育等）

③教育心理検査「hyper QU」による学級・学校満足度やソーシャルスキルの測定・分析を活用し、いじめや不登校の早期発見・早期対応に役立てる。

④「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂」や生徒指導提要（改訂版）、法、基本方針の理解を深める。

⑤「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」チェックリストを用いた、平時からの備えの点検

### (3) 家庭・地域との連携

①「生徒指導部だより」や学校だよりで、いじめ防止の取組を伝え、家庭との連携の強化を図る。またネットトラブルに関する保護者への啓発を行う。

②放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室など、児童が利用する施設、団体との日常的な情報交換を実施し、児童の悩みや人間関係の把握に努める。

③保護者アンケートにいじめに関する調査項目を入れる。

## 4 いじめの早期発見・早期解決に向けた具体的な取組

「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を行う。いじめの積極的な認知。

いじめ問題を発見した時には学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教員で解決に向けての共通理解を図り、情報を共有しながら的確な役割分担をして早期解決を目指す。

### (1) いじめの早期発見のための取組

- ①「学校生活アンケート」「いじめに関するアンケート」（道教委作成、年3回）の実施
  - ア 児童の悩みや人間関係、学級の実態把握に努め、いじめの早期発見を行う。
  - また、必要に応じて教育相談を実施する。
- ②「いじめ相談の窓口」の活用
  - ア 校内の相談窓口は、稲船教諭・荒屋教諭（生活指導部長・いじめ不登校係）とする。
  - イ 学校や保護者に相談できない場合の機関として、その活用方法について周知する。
  - ウ 子どもの様子チェックリストの保護者への配信
  - エ 教育心理検査「hyper QU」・いじめ対応ガイドブック支援ツール「コンパス」の活用
- ③日常生活の様子の変化の交流（連続欠席・遅刻や保健室来室の増加・朝の健康観察・友人関係の変化）

### (2) いじめの早期解決のための取組

- ①いじめを行った児童への対応
  - ア 情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。また、該当児童以外にも同様の行為をしている児童がいないかを確認する。
- ②傍観者の立場の児童への対応
  - イ 傍観はいじめを行っていることと同様であるということを指導する。また、いじめを受けた児童の心の苦しみを理解させる。
- ③いじめを受けた児童への対応
  - ア いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
  - イ いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人たち等）と連携しいじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。

### (3) 家庭や地域との連携

- ア 学校いじめ防止基本方針の内容を保護者に説明するとともに、いじめ問題が起きた時には、家庭との連携を普段よりも密にし、学校での児童の様子や取組などについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- イ 保護者向資料「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組」の周知を図る。

## 5 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

- ①「学校いじめ対策組織」において、いじめの防止などの対策を協議する。
  - ア 構成員は校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、必要に応じて当該学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、SSW、社会福祉士とする。
  - イ アンケート調査、並びに教育相談に関すること、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること、いじめ事案に対する対応に関することについて協議する。
    - ☆正確な事実報告、指導内容、担任の思い、今後の対応等を本人・保護者に伝える。
    - ☆担任が抱え込まないよう全職員で情報を共有し、組織的に対応する。

学級担任・養護教諭等《事実の把握》

指導部、管理職《実態の報告・共通理解》

学校いじめ対策組織《支援・協力の内容や計画の検討、認知の有無》

職員周知と校内体制の確立《事実・支援・協力内容の共有》

学校いじめ対策組織《支援・協力の経過把握》

指導部・生徒指導委員会・職員周知と校内体制の確立《報告・共通理解》



いじめに係る行為が最低3か月継続して止み、被害児童が心身の苦痛を感じない場合、いじめが解消されたと判断する。判断後最低3か月間は、全教職員で経過を観察し、その後も再発防止に努める。

- ウ 年間実施計画に基づき開催する。
- エ いじめ防止等の取組を学校評価において評価する。
- オ 学校いじめ防止基本方針の見直し

#### ②いじめに対する措置

- ア いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを行った児童、いじめを受けている児童に対し、適切に対応する。
- ウ いじめを受けた児童・保護者に対する支援やいじめを行った児童への指導とその保護者へいじめが解消に至るまでのプランを示し確実に実行する。

#### ③情報等に係る記録と共有

- ア いじめアンケート、学校いじめ対策会議、いじめに関する指導の記録は、指定された年限を保管する。アンケート実施翌年の4月1日より3年保管（重大事態・事故発生時は5年）年限を過ぎた資料については、個人情報保護の観点から確実に処分する。
- イ 支援・配慮が必要な児童について、担任間の確実な引継ぎをすると同時に、年度当初に全職員で情報を共有する。また、いじめ認知や解消の状況を転校や中学校進学をした場合についても、確実に引継ぎを行う。
- ウ 経年変化を参考にするため、「hyperQU」の結果や分析記録は学校保管とし、次年度の担任に引き継ぐ。卒業学年においては、中学校へ引き継ぐ。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

##### ①「学校いじめ調査委員会」を設置する。

- ア 構成員は校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、当該学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、PTA会長、苫小牧警察署厚真駐在所長、社会福祉士とする。
- イ 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに本委員会を開催し、問題に対処する。
- ウ 必要に応じて開催する。

##### ② 厚真町いじめ問題対策連絡協議会

- ア 教育長の諮問に応じ、いじめ防止の為の対策の推進に関する重要事項の調査審議を行う。
- イ 町内におけるいじめに関する実態把握及び情報交換を行い、いじめ防止等の背景について協議を行う。

## ②重大事態への対処

### ◆重大事態の定義

重大事態とは、法により次に掲げる場合を示す。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ul> |
|--|

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。  
例えば、次のようなケースが想定される。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童生徒が自殺を企図した場合</li><li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li><li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>○ 精神性の疾患を発症した場合</li></ul> |
|---|

「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本方針」では欠席（不登校）の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。欠席については、さまざまな要因が考えられるが、欠席のきっかけがいじめと考えられる場合には、その後の欠席理由がいじめか否かの判断が難しい場合であっても、年間30日を超えた場合には、重大事態ととらえて対応を検討する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態（欠席に限らず）に至ったという申し立てがあったときは、たとえ、「いじめの事実はない」「重大事態に至っていない」と学校が考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態ととらえて、対応を検討する。

学校いじめ対策組織または教育委員会は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断する。

- ア 重大事態が発生した旨を、厚真町教育委員会にすみやかに報告する
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する上記委員会を開催する。
- ウ 上記委員会を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。
- カ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- キ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携し対処する。

### ◆重大事態調査の実施に向けた取組（ガイドライン改訂）

- ①調査の目的は、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることである。
- ②不登校重大事態の場合、不登校状態の解消も調査の目的となる。
- ③この調査の実施に向けた取組は、重大事態の疑いが生じた段階から開始する。
- ④疑いの有無を確認できていない場合は、調査を通じて確認する。

## 6. いじめ防止等のための校内研修の充実

- (1) いじめ・基本方針についての共通理解
  - ・本方針の周知に関する研修
  - ・生徒指導提要、重大事態ガイドラインに関する研修
- (2) 授業力向上
  - ・授業力向上推進教師とともに ICT 機器を効果的に活用した授業の工夫。
  - ・理論研修に加え、公開授業をもとにした校内研修の充実。
  - ・先進校の研修への派遣、還元研修。
- (3) よりよい児童理解の在り方
  - ・朝の丁寧な健康観察（アプリの有効活用を含む）
  - ・学級経営交流会の実施。
  - ・児童理解交流、いじめ・不登校情報交流会の実施。
  - ・通級教室での児童の様子との交流（通級担当と担任）
  - ・外部講師（SC,SSW、社会福祉士）の「いじめや児童理解、子どもの視点に立った相談体制、SOS の出し方に関する教育」等の校内研修
  - ・支援員・介助員との連携（具体的な依頼や指示、支援記録の活用、コーディネータとの連携）
  - ・いじめ防止研修を複数回実施（健康観察アプリ・hyperQU の実施と活用）
- (4) ケータイ・スマホ・インターネットの利用に係る研修
  - ・研修会への参加。
  - ・外部講師による「情報モラル教室」の実施
- (5) 新たな課題に対応した研修
  - ・LGBTQ への理解
  - ・ヤングケアラー
  - ・「いのちの安全教育」（子供や若者を性暴力の当事者にしない教育）
  - ・SOS を出せる教育

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

### 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

#### ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>